

鳥取県告示第222号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第115条の9の規定により、次のとおり告示する。

平成20年4月1日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	介護予防サービス事業を行っていた事業所の名称	介護予防サービス事業を行っていた事業所の所在地	介護予防サービスの種類	廃止年月日
今宮 義昭	鳥取市湖山町北六丁目403	今宮歯科クリニック	鳥取市湖山町北六丁目330 - 16	介護予防居宅療養管理指導	平成20年2月29日
鳥取医療生活協同組合 組合長理事 山上 英明	鳥取市末広温泉町566	鳥取医療生協ヘルパーステーションたんぽぽ	鳥取市末広温泉町211	介護予防訪問介護	平成20年3月31日